

派遣先所属 岩手県商工労働観光部経営支援課
 氏 名 塩野 悠 (しおの ゆう)
 派遣期間 平成30年4月1日～令和2年3月31日
 氏 名 帯部 貴嗣 (おびべ たかし)、佐藤 文香 (さとう あやか)
 勝又 麟太郎 (かつまた りんたろう)
 派遣期間 平成31年4月1日～令和2年3月31日

1 派遣業務の内容、現況

派遣先の経営支援課は、中小企業振興施策の策定及び被災中小企業復旧・復興支援事業費補助金（以下、「グループ補助金」という。）を担当する「商業まちづくり担当」、中小企業者の金融支援を担当する「金融担当」及び商店街の活性化を担当する「団体支援担当」の3つに分かれています。

本県の派遣職員4名を含め、他県からの応援職員は全員が商業まちづくり担当に所属し、グループ補助金に関連する業務を担当しています。一口に「グループ補助金業務」と言っても、補助金申請の受理から支払いまでに留まりません。交付後の経営状況確認など多種多様な業務があるため、全員で分担して処理しています。マニュアル等に記載がなく判断に迷う案件もありますが、積極的に相談しながら業務を進めています。

また、派遣職員は直接担当していませんが、所属する商業まちづくり担当は、グループ補助金以外にもキャッシュレス決済の導入・普及といった、消費増税によって話題となっている事業などにも取り組んでいます。

各グループと担当する震災関連業務

| グループ | 震災関連業務 |
|-----------|--|
| 団体支援担当 | 被災中小企業重層的支援事業費補助金に関する業務 |
| 金融担当 | (震災関連業務以外の業務) |
| 商業まちづくり担当 | グループ補助金に関する業務 高度化スキーム貸付に関する業務 債権買取に関する業務 中小企業被災資産復旧事業費補助金に関する業務 商業まちづくりの復興支援に関する業務 |

(1) グループ補助金に関する業務

東日本大震災の津波によって被害を受けた中小企業等がグループを組織し、震災前の状態に復旧するための経費に対して概ね4分の3を補助する制度です。グループが復興事業計画を作成し、地域経済・雇用に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、グループの構成員の中小企業者等に施設・設備の復旧・整備に対して国が2分の1、県が4分の1を補

助します。

これまで22回の公募（令和元年8月末）を実施し、補助事業者にして約1,537者、898億円を交付決定してきました。

現在、運用開始当初に比べ申請件数は減少していますが、沿岸市町村の道路築造・土地造成工事の進捗に伴い、継続して交付申請があります。グループ補助金は、原則として申請した年度内に完了する補助事業を対象としています。やむを得ない事情により完了しない事業者もあり、そのような事業者への対応も継続して行っています。

また、補助事業で取得した財産を処分（譲渡、取壊し、廃棄、担保設定等）する場合には事前に県知事の承認が必要であり、その承認手続も行っています。後継者不足で事業を廃止する事業者もあり、補助事業で取得した財産の管理や処分について丁寧な説明をしていく必要があります。

平成29年度からは事業者を訪問し、事業者が抱える経営上の課題の把握、その解決に向けた支援、復旧施設・設備の適正利用の確認等を実施しています。従前の施設や設備を復旧しても販路喪失や原材料の高騰等で経営が悪化する事業者もあり、今後の支援方法について検討を重ねています。

グループ補助金は被災した中小企業者等の施設・設備の復旧・整備が補助金の目的に資するか判断を行い、公費を適正に執行する必要がありますが、震災復興を念頭に置き、補助金申請手続が被災事業者の負担にならないよう業務に従事しています。

(2) 高度化スキーム貸付に関する業務

グループ補助金等、施設・設備復旧のための補助制度において必要となる被災事業者の自己資金の調達を支援する制度です。施設・設備の復旧経費の自己負担部分（概ね4分の1）に対して、公益財団法人いわて産業振興センター（以下「産業振興センター」という。）を実施機関とし、被災事業者が無利子で融資を行います。県、独立行政法人中小企業基盤整備機構、産業振興センターの連携事業であり、実務として貸付原資の調達、貸付審査、貸付後のフォローアップ等、それぞれの場面において、連携する3団体で調整を行いながら実施しています。

震災から8年半が経過し借入申請件数は減少傾向にあります。道路築造・土地造成工事の進捗に伴う仮設事業者の本設移転等により、令和2年度以降も借入申請が続く見込みです。

一方、既に貸付を受けている事業者の中には、復興工事関係者の減少による復興需要の縮小や、サンマ・サケ・イカ等の不漁等により業績が悪化している事業者もあり、償還が本格化した平成29年度以降、償還猶予を申請する事業者が増えています。そのような事業者には、産業振興センターなどと連携し、償還を猶予するなど実情に合わせた柔軟な対応をとっています。また、産業振興センターでは、財務指導や販路開拓、商品開発等の経営支援にも力を入れているほか、県は、庁内の関係各課との連絡会議を開催するなどして、被災事業者の支援策を模索しています。

(3) 債権買取に関する業務

いわゆる二重ローン問題を解消するための支援業務です。二重ローン問題とは、被災した事

業者が、震災前の借入金の返済に窮し、結果として新規の借入ができなかったり、返済負担が過大となったりし、事業再生が妨げられる問題です。このような事業者に対して震災前借入金を買取り、返済を一時棚上げすることで金融機関が新たに融資できることになり事業再生が進みます。

この業務は、地元岩手県の金融機関からの出向者やOBの方々で組織され、被災事業者の経営相談や改善等事業者の再生のための総合的な相談窓口となっている岩手県産業復興相談センターで、二重債務を解消することによって財務内容の悪化による倒産等を防止できると判断された事業者について実施しています。

実際の買取りは、中小企業基盤整備機構、岩手県及び地元金融機関から出資されているファンド（投資組合）が行っており、買取りの案件ごとにファンド構成員が出資しています。

二重債務買取り件数は、平成25年度の56件をピークに減少傾向にあり、平成29年度・30年度は0件でした。しかしながら、近年の不漁や復興需要のピークアウト等により不安定な経営状況にある事業者が多いため、岩手県産業復興相談センターでは二重債務の買取りを含めた金融支援、経営支援を継続しています。また、現在支援中の事業者についても、同様の理由で経営状況が悪化している事業者が多いため、継続的なフォローアップ支援や金融機関との調整を行い業績の回復を支援しています。

(4) 中小企業被災資産復旧事業費補助に関する業務

東日本大震災津波によって建物・設備が滅失した事業者に対し、岩手県と沿岸市町村が、復旧費用の2分の1（県：4分の1、沿岸市町村：4分の1）を2,000万円を上限に補助する制度です。

グループ補助金と異なる点として、グループを組織せず単独で申請する補助金であること、補助金額に上限があること、既に復旧した建物・設備も補助対象となることが挙げられます。グループ補助金と比べると個人事業主からの申請が多い印象です。

平成30年度までに414者が当該補助金により復旧しています。申請のピークであった平成24年度の191件に比べ、現在の申請件数は落ち着いていますが、土地の嵩上げ工事が完了した地域を中心に、平成26年度以降毎年28件前後の申請が続いています。今後は、現在も嵩上げ工事が続く沿岸南部を中心とした申請を見込んでいます。

この業務では、事業者と直接のやり取りはなく、沿岸市町村から提出される申請書類を審査し、補助金額の確定や交付決定を行います。担当者は、個々の事業者について細かく審査するだけでなく、事業者間、市町村間の公平性を保つため、市町村担当者との間で補助要件や補助対象資産の認識を合わせることを意識して業務にあたっています。

また、「復興・創生期間」の終わりが近づき、当該補助金の終了時期の検討について話が始まっています。

申請を急ぐよう、未復旧の事業者に対し、広く周知する必要があると感じています。

2 被災地の復旧・復興の状況

震災から8年以上が経過し、被災地の道路・鉄道の整備、商店街の復旧など復興は着実に進んでいます。岩手県では、「いわて県民計画（2019～2028）」を策定し、震災の事実と教訓の伝承や世界への発信に力を入れて取り組んでいます。

土地の嵩上げ工事がほぼ完了し市街地が形成された沿岸北部から中部にかけては、人々が落ち着いた生活を取り戻しつつある一方、未だ土地の嵩上げ工事が続いている沿岸南部などの地域では、仮施設での生活を余儀なくされている人々もいます。

また、人材不足や販路の喪失などで、既に復旧した事業者の売上が回復しない問題も顕在化しています。

未復旧の事業者に各種補助事業の制度説明や相談を継続するとともに、既に復旧した事業者には経営支援や財産管理指導などを行い、それぞれの復旧・復興状況に応じて対応を行っていく必要があります。



普代村から三陸鉄道を望む



釜石鶴住居復興スタジアムで行われた、ラグビーワールドカップの様子

3 被災地へ派遣となって感じたこと

震災から8年以上が経過し、東京五輪2020の開催が間近に迫るなか、赴任するまでは正直なところ復興事業は終わりに差し掛かっていると思っていました。しかし、出張等で現地足を運び、実際に被災地を見て、被災事業者と話をすることで、今まで持っていた印象が覆りました。

国が定めた「復興・創生期間」の終期が来年度いっぱい迫っていますが、土地区画整理事業の未了などの要因で、未だに本設復旧が完了していない事業者も多く存在します。また、本設復旧は済んでいても、なかなか客足が戻らずに苦しい経営を余儀なくされている事業者もあります。「なりわい再生」のためには、引き続き支援が必要であると感じます。

2019年は、3月に久慈市久慈駅から大船渡市盛駅までリアス線が全線開通したほか、9月には被災した中学校の跡地に作られた釜石鶴住居復興スタジアムにおいてラグビーワールドカップ2019の試合が盛大に行われるなど、復興の象徴として人々の感動を呼ぶ出来事が多くありました。このような復興が進んでいく現場を間近で体感できたことは、社会人としても人としても大きな糧となりました。被災地派遣は1年から2年で終了しますが、埼玉県に戻った後も、岩手県の復興の様子にしっかりとアンテナを張り続けていきたいと思っています。